関西自然保護機構会報（16）47－50，1988

# 淡水魚の保護—いくつかの現状把握といくつかの提起

森　　誠　一
（京都大学理学部動物学教室）

たとえば，今世紀にミナミトミヨがわが国で絶滅した。これは湧水の枯渇と農薬の混入によるとされている。しかも，いつとなくひっそりとミナミトミヨはこの地上から姿を消した。現在，わが国ではイタセンパラ，ネコギギ，アユモドキ，ニッポンバラタナゴ，スイゲンゼニタナゴ，ウシモツゴ，ヒナモロコ，ムサシトミヨ，陸封イトヨ，ハリヨなどが絶滅の危機に瀕している。日本産淡水魚のうち10－15種が，つまり一割の魚種がその危機に直面しているということになる。これらはいずれも分布が局地的であり，かつ生息地にある特徴をもつものが多く，より危機の状態に陥りやすい。こうした魚ほど，適応する環境が非常に狭い範囲に限られているわけである。しかも，その範囲が自然そのものの変化によって狭められていくものではなく，殆どの場合，人間の自然に対するアタック（開発としても破壊としても）によって現況の悪状態になっているのである。決して“生物種”の寿命による絶滅ではない。従って，人間の配慮によって多くは存続しえるものであると短絡的にいえるだろう。

保護には地域住民の協力と行政側からの指導と研究者による継続的調査という三者の提携が必要不可欠である。保護すべき魚は希少魚であるがゆえ，その分布は局所的であり，その地域の住民の理解と協力がなければ保護活動は有効かつ継続的なものとはならない。また，地元の企業や業者などとの公開の談合によって，それらの理解援助を乞うことも必要なことである。土木工事や土地そのものの取扱いや法律的な問題については，行政の指導や働きかけがなければ進展は困難である。もっとも，行政に対しては協力や援助をといういい方はしなくても本来的にはいいのであり，それらは行政のれっきとした仕事であるはずなのだから。ただし，これは地元住民がその地の行政にたとえ積極的でないにしても，働きかけるというときにおいて大きな顔でそう言うことができるというものであるが。

また，研究者の保護に対する働きかけがかなり重要なポイントをしめる。というのは，住民や行政の多くはその淡水魚がいかなる魚で，いかなる状態におかれているのかを知らないからである。全国的にみれば，その地にしかいない魚であっても，地元民にとってはどこにでもいる魚と誤認し続けている場合も多い。しかも，こうした魚は水産業的に何の利益ももたらさないから，その希少魚の存在すら知らない場合も決して少なくない。そして，誤解してはならないのは，トキのように数尾しかいなくなってしまった魚をもって，絶滅の危機に瀕していると考えてはならないことである。淡水魚にとって個体数が百や千のオーダーになれば，既に，危機に瀕しているといえる。また，個体数が比較的多くとも，その魚の生息環境が特殊で狭い範囲である場合，常に危機にさらされていると考えられるだろう。それを知らしめ啓蒙普及するのは研究者（できればその地の人か，そこに近い人）の努めである。むろん，それを努めと認めるかどうかはその人

関西自然保護機構業績第62号

の見識によるが，ここではその人のできる範囲で行政や地域に働きかけるべきであると考える。研究者が科学的な手法をもって基礎データを蓄積しながら，絶滅しつつある種を守ろうとしないで誰がそれをするのか。研究者がその淡水魚の特に生態を調査した結果をもってその保護の価値と意義を論じれば，すべてのではないにしても幾ばくかの住民の理解は得られる。このことは私の経験上そういえることである。

比較的容易でそれなりの効果を望むためには，天然記念物や文化財に関する法律，規範の修正見直しを早急にすべきである。これらの多くは単に指定すること自体が目的になってしまっている。指定すれば守られるわけではなく，そうした法的措置は守る体制をつくるための貴重な第一歩であり，かつそうであるにすぎない。言うまでもなく，目的は“指定すること”ではなく，“守ること”である。また，天然記念物，とくに“種指定”というものほど曖昧で非現実的なものはない。種の維持にはその種の存続だけでなく，その個体群を含めた環境の維持も不可欠である。例えば，本州産の陸封イトヨの存続には，10m四方で水温が20℃以上にならない人工のコンクリート生けすがあればよい。しかし，それでは水族館の魚と変わらないだろう。淡水魚の保護はそんなものを目指すものではない。飼育したいのではなく，保護するのである。保護の成功はその魚とともに，その生息地をも維持しえてからいえることなのである。つまり，もっと生物の側からの，そして現実的効力のある規範にするのが肝要である。

地方行政においては全体的に，歴史文化財より自然博物に対する関心が薄く，動・植物への管理維持体制面が弱いという点も，地方に局在する希少魚を保護しようとする者にとってその辛い現状を打破することのできない要因の一つであろう。この点について少し詳しくいうと，その保護に関する取扱いが曖昧であってどこへ話をもっていったらいいのかわからないことがある。また，扱いが市，町，村の役所の教育委員会であっても，そこから話が出て発展していくことは余りなく，たとえば，土木課，建設課，企画課といった他の課との連絡連携が頗る乏しく，なかなか保護体制が作りにくいのが現状である。つまり，教育委員会は指定やその普及には動いても，肝心の生息地の維持や河川工事などに関してはどうしても力が及ばない。それらは土木課や企画課のなわばりであって，結局のところ，多くは互いに何の関わり合いのない状態であり続けている。

保護に対する行政の現状についてはこれ以上論じないが，体験上，殆どの場合，たらい合しを覚悟で役所へ足を運ばねばならないという認識は決して楽しいことではないと，ここで皮肉をいっておきたい。

保護には地域住民，行政，企業，研究者の協力が必要であるが，より現実的なものにするためには，保護に関心のある人々の組織を作ることも重要であり，そしてそれは大きな力となるだろう。行政からの依頼で初めて動く研究者ではなく，理解ある住民とともに保護活動する人々による組織体制を構成することが，なによりも早く重大なことであろう。

1973年以来，わが国には財団法人淡水魚保護協会が存続している。本協会は希少魚の保護や環境行政の委員会への出席などの活動を行ってきた。また，主要事業として年刊誌「淡水魚」を発刊してきた。これには一家をなした研究者から一般の人々までの研究や報告が掲載され，かつ色々な提言・意見が寄せられた。その内容には難し過ぎるとか，この本の主旨から逸脱しているとかの批判等があったが，そしてそれらは多分その通りなのであるが，概してこの機関誌「淡水魚」は成功したといってよいだろう。しかしながら，1987年度をもってこの機関誌は終刊することに

なってしまった。その間の事情は脇に置くとして，これが保護活動の路線上，後退であることにはちがいない。(追記：淡水魚保護協会は，1988年より「淡水魚保護」を年刊誌として発刊することになっている。)

このことを反省し，教訓となるよう位置付ける作業は保護活動にとって意義あることだろう。その一つとしては，協会の問題点を明らかにすべきである。発足当初からの問題点は，全国に会員1000名以上をようしながら組織力を殆ど強化しえなかったことである。無論，協会の法的性格上の限界や財政面での苦心があったのも事実であるし，また，会員のなかには具体的活動は遠慮したいという向きもあろう。でも，この後者については，それはそれでいいのであって，会員であること自体もひとつの活動なのだから。前者の問題については，何等かの方策があったのではないだろうか。組織化のための法的な立場や財政上の問題というのは，規模が小さくなることを厭わなければ何とか解決できるものと思われる。ここでは，これ以上協会について意見を具申することはあえて止めておくが，従来の協会のあり方を生かし同時に批判し教訓としながら，現在置かれている状況の中でもっと積極的で前進的な方策を見いだすことが，この場では先決でより生産的であろう。

この淡水魚保護協会自体はもちろん健在で活動中であるので，私達は同協会の援助も得て「淡水魚保護のためのネットワーク」を愛知・三重・岐阜・滋賀の4県を中心に組織した。生まれたばかりで背後にはなにもない弱小組織であるが，ゆっくりでも小さくても実のある活動を着実に地道にやっていくつもりである。これは淡水魚保護協会の支部的なものとして考えていただいてもよい。かつての協会ができなかった横の連絡を重視し，地元に根ざした活動をやっていこうという意気込みである。全国規模にいずれはしたいと思っているので，上記の4県以外からの賛同や参加してくださる方も大歓迎である。淡水魚保護協会宛もしくはネットワーク代表者清水義孝宛（三重県員弁郡北勢町小山，〒511－04）にお知らせ下されば幸いである。また，関心があり詳しく知りたいという方もご同様である。このネットワークについては，その趣意書が協会を通じて会員に配布されている。

以上のように，淡水魚保護のために地域住民の世論作り，行政への働きかけ，そして組織の必要性を述べ，実際に組織化するネットワークの設立を呼びかけ唱ったわけであるが，では一体具体的に私達は何をするべきか。

私達はいろんな意味で淡水魚により関心がある。水槽で飼育する趣味として，釣る相手として，保護団体員の活動の対象として，研究材料として，また文化財審議などの行政上もしくはアセスの仕事として，あるいはひょっとして商品として。このような私達は、その意識量の大小は別にしていずれにしても淡水魚を守りたいと思っている。

そうした私達が第一に，すべきことは情報の収集であると私は考える。すべての情報に対処できないかもしれないが，情報を集積し蓄積しておく場がとにもかくにも必要である。これは保護に関心のある方々（ネットワーカー）が，その各地それぞれで直に見聞したことや新聞，テレビなどの地方版からの知見をネットワークに蓄えることである。例えば，研究や調査報告ばかりでなく，ある魚のある水系での新記載や，ある魚のあるデパートでの売値の相場などを収集し蓄積しておくのである。

次に，研究調査というものがやはり必要である。何もこれは既成の学会誌へ投稿するのが目的ではないので，小難しいことを考えなくていい。無論，それは報告書などの形をとって公けにし

なくてはならないし，記録して残さねばならない。人によってはこんなものは業績にならないという向きがあるかもしれないが，ネットワーカーは決してそうは思わない。

まず，希少魚の分布や生息地およびその変化（多くは減少の）のできるだけ細かいデータや，また外来魚のその生息水系での生態的地位の調査である。これらは専門的な知識や方法を必要とするが，個体数の増加減少はある目安によってある程度容易に知ることはできるはずだ。あるいは，魚類相の調査を継続的にすることも重要なことである。一本の用水路やため池から一本の河川，さらには琵琶湖水系や伊勢湾水系といった大きなレベルなどでの魚類相やその年間変動の詳細な調査が必須である。また，研究調査は何も魚自身ばかりについてではない。現実に河川改修（用水路化からドブ化へ）が行われる以上，生物の生活を考慮に入れた工事法や改修の仕方の研究も大きな意義のあることである。そのために，もちろんその生物の生活を知るのはううまでもないことである。ただ，この点には河川工学とのかねあいもある。つまり，淡水魚保護の具体策を考える上では単に魚だけを見て考えればいいというわけにはいかないのである。

これらと同様に行政や地域住民との関わり合いについての方法論や経験談を交換し合うことも重要であると思う。淡水魚の保護は生物学的側面とともに，相手が魚そのものよりも人間であることが多く一種の駆引きや腹の探り合いなどの処世術の問題であることも多い。研究は対象が魚だけでいいのであるが，保護はそればかりでなく相手が人間であることの方が多いくらいで，例えばこの保護という活動が学問的市民権を得るとすれば，生物学としてでなく，ひとつの社会学的要素をも含むものとなろう。それにあえて保護活動の発展形態として学問の名を付けるとすれば，保護生物学というより，より社会的な活動をも含める“生物保護学”とでもいうべき性質のものである。

結局，現状では到底，保護問題は解決することはできないのであるが，それを第三者的に傍観していることも我々はできないはずだ。意識の変革といった根源的な原則論や，学術的研究についての議論はそれはそれで重要なことであるが，そうした議論に終始することは今や避けるべき切迫した時期にきたという認識もそれ以上に重要なことである。そして，さらにそういった認識以上に今の今我々が実際に何らかの活動をする（するべき，というのでなく）ことが，もっとも必要で切望されていることなのである。

ミナミトミヨはオオカミと同じく，わが国から消えたのである。たぶん，人間の手によって，そして，たぶん，誰にも知られぬままに。